

IV. 知的財産侵害物品の取締り

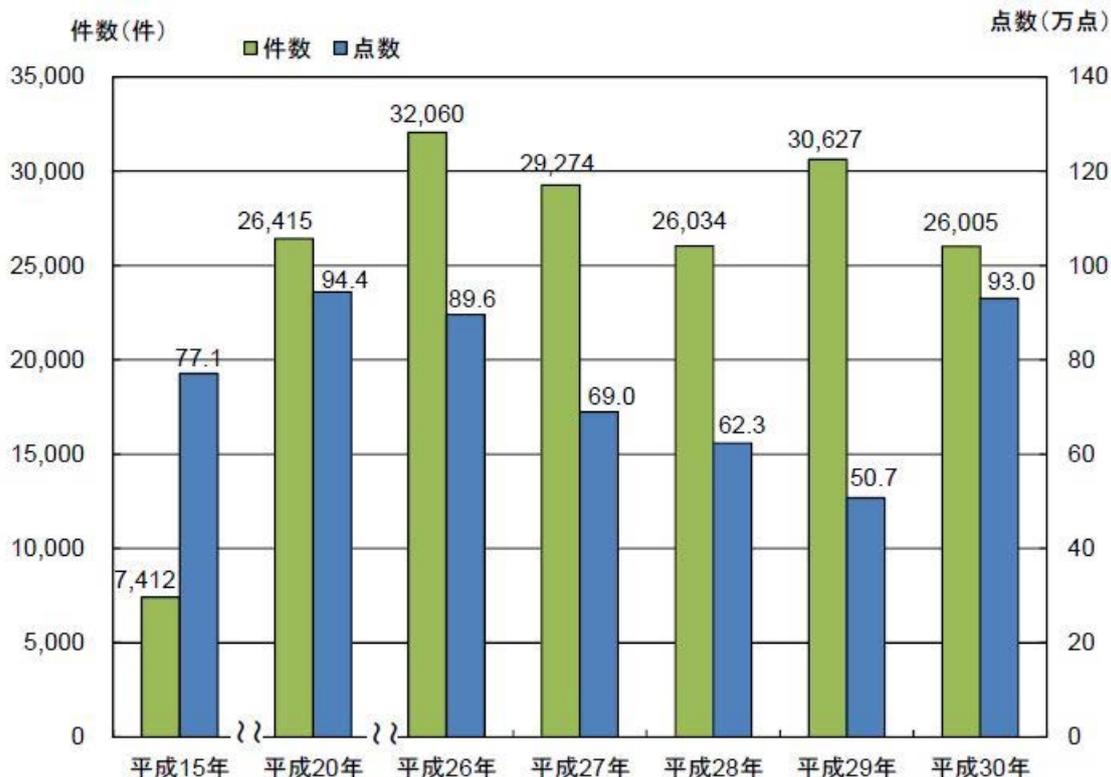
偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出及び輸入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。知的財産を侵害する物品であると認定された場合、税関により没収されるのみならず、場合によっては関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

1. 知的財産侵害物品の差止状況

(1) 差止実績の推移（平成 30 年¹）

税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、26,005 件（前年比 15.1%減）で、7 年連続で 25,000 件を超え、引き続き高水準となっています。輸入差止点数は、929,675 点（前年比 83.5%増）で、過去 5 年で最高水準となりました。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

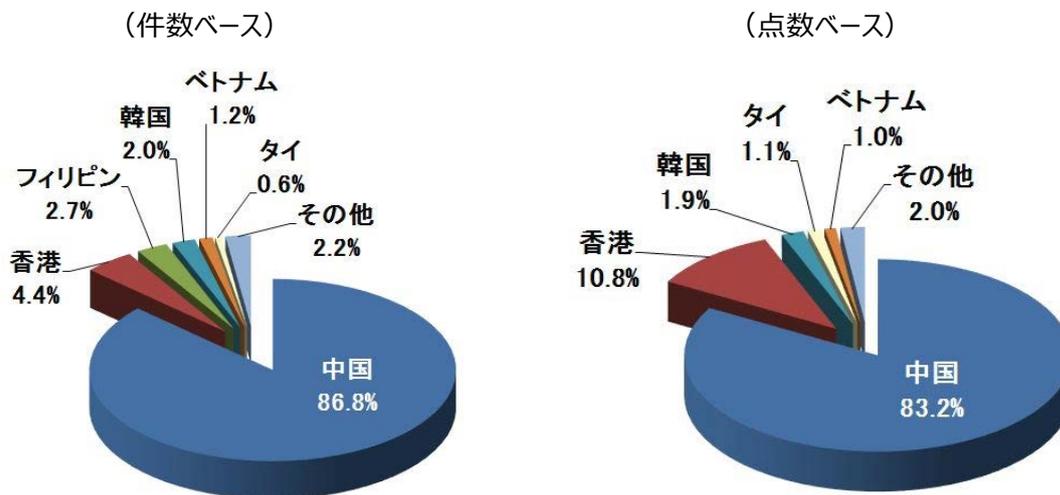
¹ 令和元年における知的財産侵害物品の差止実績については、令和 2 年 3 月に公表予定。

税関 HP https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/g_001.htm

(2) 仕出国（地域）別輸入差止実績

輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 22,578 件（構成比 86.8%、前年比 20.1%減）で、9 年ぶりに構成比が 9 割を下回りました。輸入差止点数も、中国を仕出しとするものが 773,460 点（構成比 83.2%、前年比 86.4%増）で、件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっています。

仕出地別輸入差止件数の構成比（平成 30 年）

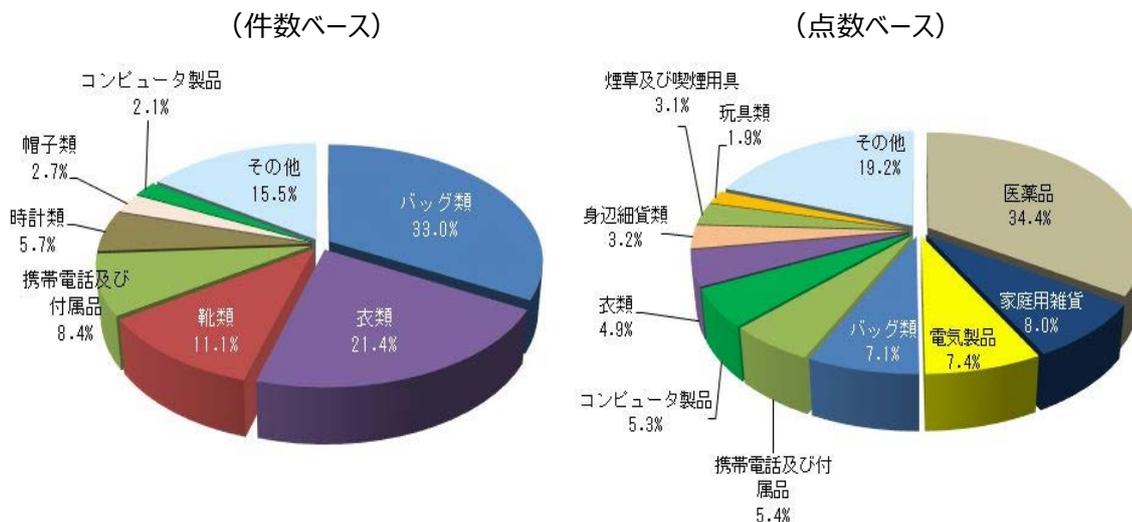


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(3) 品目別輸入差止実績

輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が 9,391 件（構成比 33.0%、前年比 26.2%減）と最も多く、輸入差止点数は、医薬品が 319,716 点（構成比 34.4%、前年比 1701.7%増）と大幅に増加しました。

品目別輸入差止実績の構成比（平成 30 年）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(4) 知的財産侵害物品の主な差止事例

◆輸入差止めが多い物品

イヤホン（意匠権）



ピンバッチ（商標権）

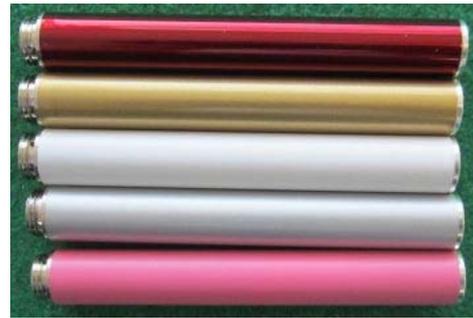


◆平成 30 年に差止めが増加した物品

オリンピック記念メダル（商標権）



電子タバコ用バッテリー（意匠権）



2. 知的財産侵害物品の摘発状況

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 年間において、時計等の商標権を侵害する物品の密輸入事犯 14 件を告発しました。

[事例 1] 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

香港から航空小口急送貨物により

商標権を侵害する時計 20 個

を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発。

(平成 31 年 3 月・東京税関)



[事例 2] 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

中国から国際郵便物により

商標権を侵害するスマートフォンケース 393 点

を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発。

(令和元年 8 月・長崎税関)



[事例 3] 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

中国から国際郵便物により

商標権を侵害する腕時計ベルト 9 点

商標権を侵害する腕時計ベルト及び部分品 計 112 組

を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発。

(令和元年 11 月・名古屋税関)

